

別添 3－1

様式第 8 号（第 1 0 条第 1 項関係）

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 6 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第 4 4 条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 軽微な変更の概要

手数料欄

※受付欄

※認定番号欄

※決裁欄

年 月 日

年 月 日

第 号

第 号

係員印

係員印

注 1 ※の欄は、記入しないでください。
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 3－2

様式第 8 号（第 1 0 条第 1 項関係）

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 6 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第 4 4 条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 軽微な変更の概要

手数料欄

※受付欄

※認定番号欄

※決裁欄

年 月 日

年 月 日

第 号

第 号

係員印

係員印

注 1 ※の欄は、記入しないでください。
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 4－1

様式第 10 号（第 11 条関係）

(第 1 面)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したので、草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 11 条の規定により報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 建築確認年月日および番号 年 月 日 第 号

5 確認検査済証交付年月日および番号 年 月 日 第 号

6 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

7 工事中の軽微な変更の内容

※受付欄

※処理欄

年 月 日

第 号

係員印

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(第 2 面)

工事の完了を確認した状況

項 目	確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行 った報告の内容)
外 皮				
空 気 調 和 設 備				
機 械 換 気 設 備				
照 明 設 備				
給 湯 設 備				
昇 降 機				
そ の 他 ()				
備 考				

注 1 第 2 面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第 2 面に記載する必要はありません。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
3 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載すること。

別添 4－2

様式第 10 号（第 11 条関係）

（第一面）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したので、草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日および番号 年 月 日 第 号
- 6 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地
- 7 工事中の軽微な変更の内容

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

（第 2 面）

工事の完了を確認した状況

項 目	確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行 った報告の内容)
外 皮				
空 気 調 和 設 備				
機 械 換 気 設 備				
照 明 設 備				
給 湯 設 備				
昇 降 機				
そ の 他 ()				
備 考				

注1 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

3 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載すること。

別添 5－1

様式第 11 号（第 12 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

印

認定低炭素建築物新築等計画を取りやめたいので、草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条第1項の規定により申出書を提出します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日および番号 年 月 日 第 号
- 6 取りやめの理由

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 (※)欄は法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入して下さい。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 5－2

様式第 11 号（第 12 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

印

認定低炭素建築物新築等計画を取りやめたいので、草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条第1項の規定により申出書を提出します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日および番号 年 月 日 第 号
- 6 取りやめの理由

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 (※)欄は法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入して下さい。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 6－1
様式第 12 号（第 13 条関係）

名 義 変 更 届

年 月 日

草津市長 宛

建築主の住所または
主たる事務所の所在地
建築主の氏名または名称

草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第13条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築主の氏名

変更後	フリガナ	
	氏名	印
	郵便番号	
	住所	
変更前	電話番号	
	フリガナ	
	氏名	印
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	

5 理由

※受付欄		※処理欄
年 月 日	第 号	
係員印		

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 6－2
様式第 12 号（第 13 条関係）

名 義 変 更 届

年 月 日

草津市長 宛

建築主の住所または
主たる事務所の所在地
建築主の氏名または名称

印

草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第13条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築主の氏名

変更後	フリガナ	
	氏名	印
	郵便番号	
	住所	
変更前	電話番号	
	フリガナ	
	氏名	印
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	

5 理由

※受付欄		※処理欄
年 月 日	第 号	
係員印		

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 認定建築主の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(令和 7 年 3 月 2 7 日 掲 示 済 み)

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 7 号

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 1 9 年草津市規則第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 (特定建築物の建築等および維持保全の計画の認	第 1 条～第 4 条 《省略》 (特定建築物の建築等および維持保全の計画の認

改正後	改正前
定の申請) 第5条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 建築物省エネ法<u>第11条第6項</u>または<u>第12条第7項</u>の規定により建築主事または建築副主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書またはその写しおよび建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第3条第1項</u>または<u>第4条第1項</u>（同令<u>第9条第1項</u>において準用する場合を含む。）に規定する計画書の副本またはその写し（同法<u>第18条第2項</u>もしくは<u>第30条第8項</u>または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により建築物省エネ法<u>第11条第3項</u>の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあっては、同令<u>第8条各号</u>（同令<u>第9条第5項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類) 第6条～第12条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第11号 《現行どおり》	定の申請) 第5条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 建築物省エネ法<u>第12条第6項</u>または<u>第13条第7項</u>の規定により建築主事または建築副主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書またはその写しおよび建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第1条第1項</u>または<u>第2条第1項</u>（同令<u>第7条第1項</u>において準用する場合を含む。）に規定する計画書の副本またはその写し（同法<u>第25条第1項</u>もしくは<u>第35条第8項</u>または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により建築物省エネ法<u>第12条第3項</u>の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあっては、同令<u>第6条各号</u>（同令<u>第7条第5項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類) 第6条～第12条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第11号 《省略》

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月27日揭示済み）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(草津市市政功労者表彰規則の一部改正)

第 1 条 草津市市政功労者表彰規則(昭和 4 2 年草津市規則第 4 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 (資格の喪失) 第 1 3 条 《現行どおり》 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 《現行どおり》 第 1 4 条 《現行どおり》 別記様式 《現行どおり》	第 1 条～第 1 2 条 《省略》 (資格の喪失) 第 1 3 条 《省略》 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 《省略》 第 1 4 条 《省略》 別記様式 《省略》

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 4 3 年草津市規則第 1 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 (休業補償を行わない場合) 第 7 条の 2 《現行どおり》 (1) <u>拘禁刑</u> もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて監獄(少年法(昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号)第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律(昭和 2 7 年法律第 2 8 6 号)第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 《現行どおり》 第 7 条の 3～第 2 6 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 0 号 《現行どおり》	第 1 条～第 7 条 《省略》 (休業補償を行わない場合) 第 7 条の 2 《省略》 (1) <u>懲役、禁錮</u> もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて監獄(少年法(昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号)第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律(昭和 2 7 年法律第 2 8 6 号)第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 《省略》 第 7 条の 3～第 2 6 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 0 号 《省略》

(草津市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 草津市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成 2 6 年草津市規則第 5 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 0 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第 1 条～第 2 0 条 《省略》 別表 《省略》

改正後	改正前
別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》 別記様式第3号（第16条第1項関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第4号（第16条第2項関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第5号～別記様式第8号 《現行どおり》	別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》 別記様式第3号（第16条第1項関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第4号（第16条第2項関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第5号～別記様式第8号 《省略》

（草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則（平成26年草津市規則第41号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》 別記様式第1号（第2条関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第2号～別記様式第3号 《現行どおり》	第1条～第14条 《省略》 別記様式第1号（第2条関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第2号～別記様式第3号 《省略》

（草津市農業委員会の委員選任の手続等に関する規則の一部改正）

第5条 草津市農業委員会の委員選任の手続等に関する規則（平成29年草津市規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （推薦および応募の資格） 第3条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 （3）～（4）《現行どおり》 第4条～第12条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第3号 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 （推薦および応募の資格） 第3条 《省略》 （1）《省略》 （2） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 （3）～（4）《省略》 第4条～第12条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第3号 《省略》

（草津市景観条例施行規則の一部改正）

第6条 草津市景観条例施行規則（平成24年草津市規則第34号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第69条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第15号 《現行どおり》 別記様式第16号（第26条第2項関係） （別添4-1のとおり） 別記様式第17号～別記様式第48号 《現行どおり》	第1条～第69条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第15号 《省略》 別記様式第16号（第26条第2項関係） （別添4-2のとおり） 別記様式第17号～別記様式第48号 《省略》

付 則
(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(人の資格に関する経過措置)

第 2 条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別添 1－1
様式第 3 号（第 16 条第 1 項関係）

退職手当支払差止処分書（条例第 13 条第 1 項該当）

年 月 日

様

草津市長 

草津市職員退職手当条例第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
2 また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、草津市長に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。
3 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	(勤続期間)	年 月
	日			
(退職年月日)	年	月		日

(退職時の所属名)			
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	円	
	(職 級 号給)		
(支払差止処分の理由)			
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合			

備考
勤続期間とは、草津市職員退職手当条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

- 1 勤続期間とは、草津市職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

別添 2－2

様式第 4 号（第 1 6 条第 2 項関係）

退職手当支給差止処分書（条例第 1 3 条第 2 項該当）

年 月 日

様

草津市長



草津市職員退職手当条例第 1 3 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2 また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、草津市長に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

3 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 円 号給)
(公務に対する信頼を確保するうえで支障を生ずると認める理由・懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足る相当な理由)	
(思科される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けたものがその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪に判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ 禁錮 以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または、公訴を提起しない処分があった場合であって、草津市職員退職手当条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日またはその公訴を提起しない処分があった日から 6 箇月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、草津市職員退職手当条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者がこの処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- 勤続期間とは、草津市職員退職手当条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 不要の文字は、抹消すること。

別添 3－1

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

(表)

指導警告票

○あなたの運転は以下の道路交通法違反に該当します。
○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第 1 2 条第 1 項に基づき指導します。
○今後は交通法規を守り、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。

☐信号無視 【3 箇月以下の**拘禁刑**または 5 万円以下の罰金等】

☐通行区分違反（右側通行等） 【3 箇月以下の**拘禁刑**または 5 万円以下の罰金等】

☐並進 【2 万円以下の罰金または科料】

☐一時不停止 【3 箇月以下の**拘禁刑**または 5 万円以下の罰金】

☐無灯火 【5 万円以下の罰金】

☐二人乗り 【2 万円以下の罰金または科料等】

☐通行方法違反（歩道通行等） 【2 万円以下の罰金または科料】

☐携帯電話使用 【5 万円以下の罰金】

☐イヤホン等使用 【5 万円以下の罰金】

☐傘差し運転 【5 万円以下の罰金】

☐飲酒運転

【酒酔い運転：5 年以下の**拘禁刑**または 1 0 0 万円以下の罰金】

【酒気帯び運転：3 年以下の**拘禁刑**または 5 0 万円以下の罰金】

☐その他 ()

草津市

(裏)

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

【①の補足：自転車歩道で通行できる場合】

※道路標識、標示により通行できるとされているとき

※児童、幼児、7 0 歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者が運転するとき

※道路工事等のため車道の左側端の通行が困難な場合

※自動車等の通行量が著しく多く、道路幅が狭いため自動車等との接触の危険がある場合

自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任を問われます！

- 刑事上の責任として、相手を死傷させた場合は「重過失致死傷罪」等に問われることがあります。
- 民事上の責任として、被害者に対する損害賠償の責任が生じます。

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋）
（自転車安全安心利用指導員）

第 1 2 条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

別添 3－2

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

指導警告票

○あなたの運転は以下の道路交通法違反に該当します。
○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例
第 1 2 条第 1 項に基づき指導します。
○今後は交通法規を守り、自転車の安全で安心な利用を
心掛けてください。

☐信号無視 【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金等】

☐通行区分違反（右側通行等） 【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金等】

☐並進 【2 万円以下の罰金または科料】

☐一時不停止 【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金】

☐無灯火 【5 万円以下の罰金】

☐二人乗り 【2 万円以下の罰金または科料等】

☐通行方法違反（歩道通行等） 【2 万円以下の罰金または科料】

☐携帯電話使用 【5 万円以下の罰金】

☐イヤホン等使用 【5 万円以下の罰金】

☐傘差し運転 【5 万円以下の罰金】

☐飲酒運転

【酒酔い運転：5 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金】

【酒気帯び運転：3 年以下の懲役または 5 0 万円以下の罰金】

☐その他（ ）

草津市

（裏）

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用

【①の補足：自転車は歩道を通行できる場合】

※道路標識、標示により通行できるとされているとき

※児童、幼児、7 0 歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障
害者が運転するとき

※道路工事等のため車道の左側端の通行が困難な場合

※自動車等の通行量が著しく多く、道路幅が狭いため自動車等との接触
の危険がある場合

自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任を問われます！

○刑事上の責任として、相手を死傷させた場合は「重過
失致死傷罪」等に問われることがあります。

○民事上の責任として、被害者に対する損害賠償の責任
が生じます。

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋）

（自転車安全安心利用指導員）

第 1 2 条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止す
るため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導
を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行
うものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利
用指導員を置くことができる。

別添 4－1

様式第 1 6 号（第 2 6 条第 2 項関係）

（表）

第 号

年 月 日

様

草津市長

印

原 状 回 復 等 命 令 書

第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法（平成 1 6 年法
律第 1 1 0 号）第 1 7 条第 5 項の規定により、原状回復またはこれに代わるべき措置をとること
を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第 1 0 1 条の規定により、1 年以下の拘禁刑または 5
0 万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限

年 月 日

5 報告期限

年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続きについては、裏面を御参照ください。

（裏）

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長と
なります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした
場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日
から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対
する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の
取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期
間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起
算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起すること
が認められる場合があります。

別添 4－2

様式第 16 号（第 26 条第 2 項関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

原 状 回 復 等 命 令 書

第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 17 条第 5 項の規定により、原状回復またはこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第 101 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続きについては、裏面を御参照ください。

（裏）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（令和 7 年 3 月 27 日 掲 示 済 み）

草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 19 号

草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立少年センター条例施行規則（令和 2 年草津市規則第 81 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 （専決事項） 第 6 条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。 （1） 少年センターの管理および運営に関するこ	第 1 条～第 5 条 《省略》 （専決事項） 第 6 条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。 （1） 少年センターの事業の企画実施に関するこ

改正後	改正前
と。 (2) <u>草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）別表第1号および第3号の課長の専決事項</u> <u>2</u> 前項の事務であって重要もしくは異例または先例になると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。 第7条～第17条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》	と。 (2) <u>少年センターの管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項</u> 《改正後に新設》 第7条～第17条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月28日揭示済み)

草津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第20号

草津市契約規則の一部を改正する規則

草津市契約規則（平成6年規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第20条 《現行どおり》 第21条 《現行どおり》 (1) 工事または製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 《現行どおり》 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> 第21条の2～第46条 《現行どおり》	第1条～第20条 《省略》 第21条 《省略》 (1) 工事または製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) 《省略》 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u> 第21条の2～第46条 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市契約規則の規定は、施行日以後に入札を行う契約について適用する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 1 号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則（平成 2 5 年草津市規則第 3 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》 別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）			第 1 条～第 1 1 条 《省略》 別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）		
附属機関の名称	委員資格者	所属	附属機関の名称	委員資格者	所属
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市住宅政策審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出された者 (4) その他市長が必要と認める者	都市計画部建築政策課	草津市住宅政策審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出された者 (4) その他市長が必要と認める者	都市計画部建築政策課
木川・西一団地建替 P F I 事業者等選定委員会	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>その他市長が認める者</u>	建設部市営住宅課	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
別表第 2 （第 3 条第 2 項関係）			別表第 2 （第 3 条第 2 項関係）		
附属機関の名称	任期		附属機関の名称	任期	
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	
草津市農業委員会委員選考委員会	3 年		草津市農業委員会委員選考委員会	3 年	

改正後		改正前	
<u>木川・西一団地建替P F I事業者等選定委員 会</u>	<u>委嘱の日から選定した 候補事業者を市長に答 申する日まで</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
別表第3～別表第5 《現行どおり》		別表第3～別表第5 《省略》	

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第22号

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則

草津市健康診査受診料徴収規則（昭和58年草津市規則第37号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第6条 《現行どおり》 別表（第2条関係）			第1条～第6条 《省略》 別表（第2条関係）		
健康診査の種 類	実施方法	1件について の受診料の額	健康診査の種 類	実施方法	1件について の受診料の額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
子宮頸がん検 診	《現行どおり》	<u>1, 6 0 0 円</u>	子宮頸がん検 診	《省略》	<u>1, 5 0 0 円</u>
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
乳がん検診	《現行どおり》	<u>2, 0 0 0 円</u>	乳がん検診	《省略》	<u>1, 9 0 0 円</u>
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》

改正後			改正前		
《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	妊婦歯科健康 診査	医療機関個別 方式	1, 0 0 0 円
備考 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係） （別添 2－1 のとおり）			備考 《省略》 別記様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係） （別添 2－2 のとおり）		

- 付 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市健康診査受診料徴収規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1

別記

様式第1号(第5条第2項関係)

草津市受診料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草 津 市 長 宛

年 月 日

草津市健康診査受診料徴収規則第5条第2項の規定により、受診料を免除されるよう下記のとおり申請します。
なお、草津市健康診査受診料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者(受診者)

〒525-00

住 所 草津市

氏 名

生年月日 年 月 日 (満 歳)

電話番号 ー ー

記

1. 免除を希望する健康診査 (個別・集団いずれか一方のみ)

希望項目	健康診査の種類(免除申請対象年齢)	受診料	前回 受診日
メタボ予防健康診査	◆ブレ特定健康診査(19～39歳)	(個別) 1,900円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は1回のみです。
	◆生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)	1,900円	
	◆浄化センター健康診査(19～64歳)		
	肝炎ウイルス検診(40～64歳) クーポン対象 □	(個別) 1,000円 (集団) 600円	
肺がん・結核検診(40～64歳)		(個別) 700円 (喫煙検査が必要な人は、合計1,500円) (集団) 400円 (喫煙検査が必要な人は、合計700円)	年 月 日
大腸がん検診(40～69歳)		(個別) 500円 (集団) 300円	年 月 日
胃がん検診(50～69歳) 〔胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ〕	胃内視鏡	3,100円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です。
	胃部エックス線	(個別) 2,300円 (集団) 1,700円	
子宮頸がん検診(20～69歳) クーポン対象 □		(個別) 1,600円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です。
乳がん検診 クーポン対象 □	40歳～49歳	(個別) 2,000円 (集団) 1,300円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です。
	50歳～69歳	(個別) 1,400円 (集団) 1,200円	
	節目歯科健康診査(20・30・40・50・60歳)	1,000円	

2. 免除理由
- ☐ ① 生活保護法により保護を受けている世帯
- ☐ ② 市民税の非課税世帯または免除世帯

3. 代理人または成年後見人が申請する場合

氏名 (続柄)

電話番号

別添 1－2

別記

様式第1号(第5条第2項関係)

草津市受診料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草 津 市 長 宛

年 月 日

草津市健康診査受診料徴収規則第5条第2項の規定により、受診料を免除されるよう下記のとおり申請します。
なお、草津市健康診査受診料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者(受診者)

〒525-00

住 所 草津市

氏 名

生年月日 S・H 年 月 日 (満 歳)

電話番号 ー ー

記

1. 免除を希望する健康診査 (個別・集団いずれか一方のみ)

希望項目	健康診査の種類(免除申請対象年齢)	受診料	前回 受診日	受診時期
メタボ予防健康診査	◆ブレ特定健康診査(19～39歳)	(個別) 1,900円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は1回のみです。	年 月 日
	◆生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)	1,900円		年 月 日
	◆浄化センター健康診査(19～64歳)			年 月 日
	肝炎ウイルス検診(40～64歳) クーポン対象 □	(個別) 1,000円 (集団) 600円		年 月 日
肺がん・結核検診(40～64歳)		(個別) 700円 (喫煙検査が必要な人は、合計1,500円) (集団) 400円 (喫煙検査が必要な人は、合計700円)		年 月 日
大腸がん検診(40～69歳)		(個別) 500円 (集団) 300円		年 月 日
胃がん検診(50～69歳) 〔胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ〕	胃内視鏡	3,100円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です。	年 月 日
	胃部エックス線	(個別) 2,300円 (集団) 1,700円		
子宮頸がん検診(20～69歳) クーポン対象 □		(個別) 1,600円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です。	年 月 日
乳がん検診 クーポン対象 □	40歳～49歳	(個別) 1,900円 (集団) 1,300円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です。	年 月 日
	50歳～69歳	(個別) 1,400円 (集団) 1,200円		
	節目歯科健康診査(40・50・60歳)	1,000円		
妊産婦歯科健康診査		1,000円		年 月 日

2. 免除理由
- ☐ ① 生活保護法により保護を受けている世帯
- ☐ ② 市民税の非課税世帯または免除世帯

代理人または成年後見人 氏名 (続柄)

電話番号

〔南設事項(免除理由2の場合)〕

- 1) 令和 年1月1日時点、草津市で住民基本台帳登録をされていますか？ (はい・いいえ)
- 2) 令和 年度の市民税課税状況(令和 年1月1日時点)で、同居世帯の 全員が免除対象になっていますか？ (はい・いいえ)

3) 草津市税高課にて市民税の申告を済ませていますか？ (はい 年 月・いいえ)

現住所以外の住所に送付を希望する場合	住所:	☐ 本人確認 免許証・印力・資格確認書 送付・身障・他()	☐ 代理人確認 免許証・印力・資格確認書 送付・身障・他()
	氏名:	☐ 代理権確認 委任状・受診者の本人確認書類 (免許証・印力・姓発 資格確認書・身障・クーポン・給付はがき・他())	
	理由:		

別添 2－1
様式第2号(第5条第3項関係)

様
草津市長
年度 草津市受診料免除可否決定通知書
年 月 日付で申請のあった免除申請について、次のとおり決定しましたので、草津市健康診査受診料徴収規則第5条第3項の規定により通知します。

記

1. 免除を認める。〔個別・集団いずれか一方のみ〕			
免除項目	健康診査の種類(免除申請対象年齢)	免除額	受診日
メタボ予防健康診査	プレ特定健康診査(19～39歳)	(個別) 1,900円 (集団) 1,400円	年 月 日
	生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)	1,900円	
	浄化センター健康診査(19～64歳)		
	肝炎ウイルス検診(40～64歳) クーポン対象 ☐	(個別) 1,000円 (集団) 600円	年 月 日 ※受診は1回のみです
	肺がん・結核検診(40～64歳)	(個別) 700円 (喀痰検査が必要な人は、合計1,500円) (集団) 400円 (喀痰検査が必要な人は、合計700円)	年 月 日
	大腸がん検診(40～69歳)	(個別) 500円 (集団) 300円	年 月 日
胃がん検診(50～69歳) 〔胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ〕	胃内視鏡	3,100円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です
	胃部エックス線	(個別) 2,300円 (集団) 1,700円	
	子宮頸がん検診(20～69歳) クーポン対象 ☐	(個別) 1,600円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です
乳がん検診 クーポン対象 ☐	40歳～49歳	(個別) 2,000円 (集団) 1,300円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です
	50歳～69歳	(個別) 1,400円 (集団) 1,200円	
	節目産科健康診査(20・30・40・50・60歳)	1,000円	
		年 月 日	

☐ この用紙を、上記の免除可とした健(検)診受診時に持参し提示してください。最後に受診した健(検)診の受診先で提出してください。

☐ この免除決定は、各事業の**当該年度実施期間** **〔ただし、実施機関の最終実施日までに限る。〕**のみ有効です

別添 2－2
様式第2号(第5条第3項関係)

様
草津市長
年度 草津市受診料免除可否決定通知書
年 月 日付で申請のあった免除申請について、次のとおり決定しましたので、草津市健康診査受診料徴収規則第5条第3項の規定により通知します。

記

1. 免除を認める。(個別・集団いずれか一方のみ)				
免除項目	健康診査の種類(免除申請対象年齢)	免除額	受診日	実施期間
メタボ 予防 健康 診査	プレ特定健康診査(19～39歳)	(個別) 1,900円 (集団) 1,400円	年 月 日	年 月
	生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)	1,900円		
	浄化センター健康診査(19～64歳)			
	肝炎ウイルス検診(40～64歳) クーポン対象 ☐			
肺がん・結核検診(40～64歳)		(個別) 700円 (喀痰検査が必要な人は、合計1,500円) (集団) 400円 (喀痰検査が必要な人は、合計700円)	年 月 日	年 月
		(個別) 500円 (集団) 300円		
大腸がん検診(40～69歳)		(個別) 700円 (集団) 600円	年 月 日	年 月
胃がん検診(50～69歳) (胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ)	胃内視鏡	3,100円	年 月 日	
	胃部エックス線	(個別) 2,300円 (集団) 1,700円		
子宮頸がん検診(20～69歳) クーポン対象 ☐		(個別) 1,600円 (集団) 1,400円	年 月 日	年 月
乳がん検診 クーポン対象 ☐	40歳～49歳	(個別) 1,900円 (集団) 1,300円	年 月 日	年 月
	50歳～69歳	(個別) 1,400円 (集団) 1,200円		
	節目産科健康診査(40・50・60歳)	1,000円		
妊婦産科健康診査		1,000円	年 月 日	年 月 年 月 年 月
☐ この用紙を、上記の免除可とした健(検)診受診時に持参し提示してください。最後に受診した健(検)診の受診先で提出してください。				
☐ この免除決定は、各事業の実施期間のみ有効です。				
2. 免除を認めない。 (理由)				

草津市金融審査会設置条例施行規則を廃止する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長
橋 川
渉

草津市規則第 2 3 号

草津市金融審査会設置条例施行規則を
廃止する規則

草津市金融審査会設置条例施行規則（昭和 4 3 年草
津市規則第 5 号）を廃止する。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市小規模企業者小口簡易資金融資規則を廃止す
る規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長
橋 川
渉

草津市規則第 2 4 号

草津市小規模企業者小口簡易資金融資
規則を廃止する規則

草津市小規模企業者小口簡易資金融資規則（昭和 5
2 年草津市規則第 4 4 号）を廃止する。

付 則

この規則は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 5 号

草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立市民交流プラザ条例施行規則（平成 1 4 年草津市規則第 3 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （使用許可の申請等） 第 4 条 条例第 5 条第 1 項に規定する市民交流プラザの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、<u>市民交流プラザ予約システム（電子情報処理組織（草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 2 年草津市条例第 3 3 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。）により、市民交流プラザの予約および利用の手続き等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）を利用して、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、個人使用にあっては、使用日に申請するものとする。</u> <u>2 前項の予約システムを利用することができない場合には、口頭により申請することができる。</u> <u>3 第 1 項および前項の申請は、使用日の 3 月前の日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u> <u>4 《現行どおり》</u> （使用の許可） 第 5 条 市長は、前条の<u>申請</u>があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、草津市立市民交流プラザ使用許可書（<u>別記様式第 1 号</u>）を交付するものとする。 2 《現行どおり》 第 6 条 《現行どおり》 （使用料の減免） 第 7 条 《現行どおり》 2 使用料の減額または免除を受けようとする場合は、草津市立市民交流プラザ使用料減免申請書	第 1 条～第 3 条 《省略》 （使用許可の申請等） 第 4 条 条例第 5 条第 1 項に規定する市民交流プラザの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、<u>草津市立市民交流プラザ使用許可申請書（別記様式第 1 号）（以下「使用申請書」という。）</u>を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日までに市長に<u>提出</u>し、その許可を受けなければならない。ただし、個人使用にあっては、使用日に<u>提出</u>するものとする。 《改正後に新設》 <u>2 前項の使用申請書の提出期間は、使用日の 3 月前の日から使用日の前日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u> <u>3 《省略》</u> （使用の許可） 第 5 条 市長は、前条の<u>申請書の提出</u>があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、草津市立市民交流プラザ使用許可書（<u>別記様式第 2 号</u>）を交付するものとする。 2 《省略》 第 6 条 《省略》 （使用料の減免） 第 7 条 《省略》 2 使用料の減額または免除を受けようとする場合は、草津市立市民交流プラザ使用料減免申請書

改正後	改正前
(別記様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、使用許可申請書と同時に市長に提出しなければならない。 (使用料の還付) 第8条 《現行どおり》 2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、草津市立市民交流プラザ使用料還付申請書(別記様式第3号)に第5条第1項に規定する使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。 第9条～第13条 《現行どおり》 《改正前を削除》 別記様式第1号(第5条第1項関係) 《現行どおり》 (別添2-1のとおり) 別記様式第2号(第7条第2項関係) 《現行どおり》 (別添3-1のとおり) 別記様式第3号(第8条第2項関係) 《現行どおり》 (別添4-1のとおり)	(別記様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、使用許可申請書と同時に市長に提出しなければならない。 (使用料の還付) 第8条 《省略》 2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、草津市立市民交流プラザ使用料還付申請書(別記様式第4号)に第5条第1項に規定する使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。 第9条～第13条 《省略》 別記様式第1号(第4条第1項関係) 《省略》 (別添1のとおり) 別記様式第2号(第5条第1項関係) 《省略》 (別添2-2のとおり) 別記様式第3号(第7条第2項関係) 《省略》 (別添3-2のとおり) 別記様式第4号(第8条第2項関係) 《省略》 (別添4-2のとおり)

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別添1

別記様式第1号(第4条第1項関係)

草津市立市民交流プラザ使用許可申請書

年 月 日

草津市長 宛 (ふりがな) 現場責任者

住 所 (ふりがな) 団 体 名 (ふりがな) 電 話

代表者名 (携帯電話)

草津市立市民交流プラザを使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、草津市立市民交流プラザ条例、同条例施行規則および係員の指示に従います。

使用目的	使用人数 (予定)	人	
使用日時	年 月 日() 時 分 ～ 時 分		
使用施設	・大会議室 ・中会議室 ・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B) ・小会議室2(A・B) ・小会議室3(A・B) ・小会議室4 ・小会議室5 ・小会議室6 ・創作室 ・調理実習室 ・音楽室 ・軽運動室1 ・軽運動室2 ・託児室		
営利・入場料等	有・無 内容		
施設等	付 属 設 備		
施設	円 チューナー	円 グランドピアノ	円
市 外	円 ワイヤレスマイク()	円 展示パネル()	円
営 利	円 有線マイク()	円 会議機()	円
入 場 料	円 ビンマイク()	円 会議用椅子()	円
持 込 料	円 液晶プロジェクター(大会議室)	円 バイブ椅子()	円
	円 簡易液晶プロジェクター	円 ボーダーライト	
	円 ビデオデッキ	円 サスペンションライト	
	円 DVD プレイヤー		
計	円 書 画 カ メ ラ	円 計	円
備考:	合計	円	
減免額	円 差引	円	
適 用	草津市立市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第 号に該当	許可番号 第 号	

注 1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別添2-1

別記

様式第1号(第5条第1項関係)

草津市立市民交流プラザ使用許可書

年 月 日

草津市長 宛 (ふりがな) 現場責任者

住 所 (ふりがな) 団 体 名 (ふりがな) 電 話

代表者名 (携帯電話)

草津市立市民交流プラザの使用については、次のとおり許可します。

使用目的	使用人数 (予定)	人	
使用日時	年 月 日() 時 分 ～ 時 分		
使用施設	・大会議室 ・中会議室 ・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B) ・小会議室2(A・B) ・小会議室3(A・B) ・小会議室4 ・小会議室5 ・小会議室6 ・創作室 ・調理実習室 ・音楽室 ・軽運動室1 ・軽運動室2 ・託児室		
営利・入場料等	有・無 内容		
施設等	付 属 設 備		
施設	円 チューナー	円 グランドピアノ	円
市 外	円 ワイヤレスマイク()	円 展示パネル()	円
営 利	円 有線マイク()	円 会議機()	円
入 場 料	円 ビンマイク()	円 会議用椅子()	円
持 込 料	円 液晶プロジェクター(大会議室)	円 バイブ椅子()	円
	円 簡易液晶プロジェクター	円 ボーダーライト	
	円 ビデオデッキ	円 サスペンションライト	
	円 DVD プレイヤー		
	円 書 画 カ メ ラ		
計	円 計	円 計	円
備考:	合計	円	
減免額	円 差引	円	
減 免 適 用	草津市立市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第 号に該当	許可番号 第 号	
使 用 条 件	遵守事項を必ず守ること。		

(裏面)

- 1 使用許可の取消し等
次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
(2) 使用のための手続きに違反したとき。
(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
(6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。
- 2 使用料の返還
次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
(2) 市民交流プラザの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
(3) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
(4) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額
- 3 損害賠償
(1) 使用者が、市民交流プラザの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。
- 遵守事項
当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。
1 部屋には定数の机や椅子しかありません。人数が増え、机や椅子が必要な場合は別途貸し出し(有料)をいたします。
2 許可を受けないで物品を、展示もしくは販売またはこれに類する行為はしないでください。
3 許可を受けないで印刷物等を壁などに貼ったり配布しないでください。
4 所定の場所以外において飲食をしないでください。
5 火気を使用しないでください。また危険物を持ち込まないでください。
6 使用を許可されていない施設や付属設備を使用しないでください。
7 許可を受けないで付属設備を所定の場所以外に持ち出さないでください。
8 騒音を発したり、暴力をふるうなど、他の人に迷惑となる行為をしないでください。
9 開館は午前9時、閉館は午後9時です。
この時間に合わせてスケジュールを組んでください。この時間より早く使用したり、遅くまで使用したりすることはできません。
10 部屋の机や椅子は常時所定の位置に配置しておりますので、動かされた場合は必ず元の位置に戻してください。
11 湯飲みやポットなどは湯沸かし室にありますので、御利用ください。使用後は洗って、元の所へお返しください。
12 全館禁煙です。
13 携帯電話の使用は、他の人の迷惑にならないようにしてください。
14 和室の使用後は、必ず掃除機を掛けてください。
15 窓の開閉は行わないでください。
16 現場責任者は必ず利用時間帯には常駐してください。
17 その他職員の指示に従ってください。

別添2ー2

様式第2号 (第5条第1項関係)

草津市市民交流プラザ使用許可書

年 月 日

(ふりがな)
住 所 現場責任者
(ふりがな)
団 体 名 電 話
(ふりがな)
代 表 者 名 様 (携帯電話)

草津市長

草津市市民交流プラザの使用については、次のとおり許可します。

使 用 目 的		使用人数 (予定)	人
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
使 用 施 設	・大会議室 ・中会議室 ・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B)・小会議室2(A・B)・小会議室3(A・B) ・小会議室4 ・小会議室5 ・小会議室6 ・創作室 ・調理実習室 ・音楽室 ・軽運動室1 ・軽運動室2 ・託児室		
営利・入場料等	有・無 内容		
使 用 料	施 設 等	付 属 設 備	
	施 設	円 チューナー	円 グランドピアノ 円
	市 外	円 ワイヤレスマイク()	円 展示パネル() 円
	営 利	円 有線マイク()	円 会議机() 円
	入 場 料	円 ビンマイク()	円 会議用椅子() 円
	持 込 料	円 液晶プロジェクター(大会議室)	円 パイプ椅子() 円
		円 簡易液晶プロジェクター	円 ボーダーライト
			円 サスペンションライト
			円 DVDプレイヤー
			円 書 画 カ メ ラ
	計	円 計	円 計 円
	備考:	合計	
	減免額	円	差引 円

減 免 適 用	草津市市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第 号に該当	許可番号 第 号
使 用 条 件	遵守事項を必ず守ること。	

(裏面)

- 1 使用許可の取消し等
次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
(2) 使用のための手続きに違反したとき。
(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
(6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。
- 2 使用料の返還
次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
(2) 市民交流プラザの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
(3) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
(4) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額
- 3 損害賠償
(1) 使用者が、市民交流プラザの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。
- 遵守事項
当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。
1 部屋には定数の机や椅子しかありません。人数が増え、机や椅子が必要な場合は別途貸し出し(有料)をいたします。
2 許可を受けないで物品を、展示もしくは販売またはこれに類する行為はしないでください。
3 許可を受けないで印刷物等を壁などに貼ったり配布しないでください。
4 所定の場所以外において飲食をしないでください。
5 火気を使用しないでください。また危険物を持ち込まないでください。
6 使用を許可されていない施設や付属設備を使用しないでください。
7 許可を受けないで付属設備を所定の場所以外に持ち出さないでください。
8 騒音を発したり、暴力をふるうなど、他の人に迷惑となる行為をしないでください。
9 開館は午前9時、閉館は午後9時です。
この時間に合わせてスケジュールを組んでください。この時間より早く使用したり、遅くまで使用したりすることはできません。
10 部屋の机や椅子は常時所定の位置に配置しておりますので、動かされた場合は必ず元の位置に戻してください。
11 湯飲みやポットなどは湯沸かし室にありますので、御利用ください。使用後は洗って、元の所へお返しください。
12 全館禁煙です。
13 携帯電話の使用は、他の人の迷惑にならないようにしてください。
14 和室の使用後は、必ず掃除機を掛けてください。
15 窓の開閉は行わないでください。
16 現場責任者は必ず利用時間帯には常駐してください。
17 その他職員の指示に従ってください。

別添 3－1

様式第 2 号（第 7 条第 2 項関係）

草津市立市民交流プラザ使用料減免申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者

住 所

団 体 名

代 表 者 名

電 話

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日午前 時 分から午前 時 分まで 後 後	使用料	
使用施設		使用料	
減免申請額			
減免申請の理由		左の該当事項	

以下は記入する必要はありません。

使 用 料 減 免 決 裁					指 示 事 項	
館 長			担 当			
処 理	減免決定額 円				備考	
	減免年月日 年 月 日					

別添 3－2

様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）

草津市立市民交流プラザ使用料減免申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者

住 所

団 体 名

代 表 者 名

電 話

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日午前 時 分から午前 時 分まで 後 後	使用料	
使用施設		使用料	
減免申請額			
減免申請の理由		左の該当事項	

以下は記入する必要はありません。

使 用 料 減 免 決 裁				指 示 事 項	
館 長		担 当			
処 理	減免決定額			円	備考
	減免年月日			年 月 日	

別添 4－1

様式第 3 号（第 8 条第 2 項関係）

草津市立市民交流プラザ使用料還付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者

住 所

団 体 名

代 表 者 名

電 話

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年 月 日() 時 分 ～ 時 分		
使用施設	・大会議室 ・中会議室 ・和室(A・B・C) ・小会議室 1(A・B)・小会議室 2(A・B)・小会議室 3(A・B) ・小会議室 4 ・小会議室 5 ・小会議室 6 ・創作室 ・調理実習室 ・音楽室 ・軽運動室 1 ・軽運動室 2 ・託児室		
使用付属設備	チューナー()、ワイヤレスマイク()、有線マイク()、ピンマイク()、 液晶プロジェクター大会議室()、簡易液晶プロジェクター ビデオデッキ()、DVD プレイヤー()、電子黒板()、書画カメラ() ボーダーライト()、サスペンションライト()、スポットライト()、展 示用パネル() グランドピアノ()、会議机()、会議用椅子()、パイプ椅子()、金屏 風()、音響機器() その他()		
還付申請の理由			

次のとおり、使用料等の還付金を受領いたしました。

年 月 日 (団体名)

受領金額：金 円、(受領者) 印

以下は記入する必要はありません。

使 用 料 還 付 決 裁				指 示 事 項	
館 長			担 当		
処 理	還付決定額			円	備考
	還付年月日			年 月 日	

別添 4－2

様式第 4 号（第 8 条第 2 項関係）

草津市立市民交流プラザ使用料還付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者

住 所

団 体 名

代 表 者 名

電 話

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年 月 日() 時 分 ～ 時 分		
使用施設	・大会議室 ・中会議室 ・和室(A・B・C) ・小会議室 1(A・B)・小会議室 2(A・B)・小会議室 3(A・B) ・小会議室 4 ・小会議室 5 ・小会議室 6 ・創作室 ・調理実習室 ・音楽室 ・軽運動室 1 ・軽運動室 2 ・託児室		
使用付属設備	チューナー()、ワイヤレスマイク()、有線マイク()、ピンマイク()、 液晶プロジェクター大会議室()、簡易液晶プロジェクター ビデオデッキ()、DVD プレイヤー()、電子黒板()、書画カメラ() ボーダーライト()、サスペンションライト()、スポットライト()、展 示用パネル() グランドピアノ()、会議机()、会議用椅子()、パイプ椅子()、金屏 風()、音響機器() その他()		
還付申請の理由			

次のとおり、使用料等の還付金を受領いたしました。

年 月 日 (団体名)

受領金額：金 円、(受領者) 印

以下は記入する必要はありません。

使 用 料 還 付 決 裁				指 示 事 項	
館 長		担 当			
処 理	還付決定額			円	備考
	還付年月日			年 月 日	

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 6 号

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

草津市生活保護法施行細則（平成 1 9 年草津市規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 （進学・<u>就職</u>準備給付金申請書） 第 1 3 条 施行規則第 1 8 条の 9 第 1 項の規定による進学・<u>就職</u>準備給付金の支給の申請は、進学・<u>就職</u>準備給付金申請書（別記様式第 4 6 号）によるものとする。 （進学・<u>就職</u>準備給付金決定調書） 第 1 4 条 法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定により進学・<u>就職</u>準備給付金を支給するときの調書は、進学・<u>就職</u>準備給付金決定調書（別記様式第 4 7 号）によるものとする。 （進学・<u>就職</u>準備給付金決定通知書） 第 1 5 条 法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定により進学・<u>就職</u>準備給付金の支給の可否を決定したときは、進学・<u>就職</u>準備給付金支給（不支給）決定通知書（別記様式第 4 8 号）により通知するものとする。 第 1 6 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～様式第 2 6 号 《現行どおり》 別記様式第 2 7 号（第 7 条第 3 号関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 8 号（第 7 条第 3 号関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 2 9 号（第 7 条第 4 号関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 3 0 号～様式第 3 8 号 《現行どおり》 別記様式第 3 9 号（第 1 0 条第 2 項関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 4 0 号～様式第 4 5 号 《現行どおり》 別記様式第 4 6 号（第 1 3 条関係） （別添 5－1 のとおり） 別記様式第 4 7 号（第 1 4 条関係） （別添 6－1 のとおり） 別記様式第 4 8 号（第 1 5 条関係）	第 1 条～第 1 2 条 《省略》 （進学準備給付金申請書） 第 1 3 条 施行規則第 1 8 条の 9 第 1 項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、進学準備給付金申請書（別記様式第 4 6 号）によるものとする。 （進学準備給付金決定調書） 第 1 4 条 法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定により進学準備給付金を支給するときの調書は、進学準備給付金決定調書（別記様式第 4 7 号）によるものとする。 （進学準備給付金決定通知書） 第 1 5 条 法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定により進学準備給付金の支給の可否を決定したときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（別記様式第 4 8 号）により通知するものとする。 第 1 6 条 《省略》 別記様式第 1 号～様式第 2 6 号 《省略》 別記様式第 2 7 号（第 7 条第 3 号関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 8 号（第 7 条第 3 号関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 2 9 号（第 7 条第 4 号関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 3 0 号～様式第 3 8 号 《省略》 別記様式第 3 9 号（第 1 0 条第 2 項関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 4 0 号～様式第 4 5 号 《省略》 別記様式第 4 6 号（第 1 3 条関係） （別添 5－2 のとおり） 別記様式第 4 7 号（第 1 4 条関係） （別添 6－2 のとおり） 別記様式第 4 8 号（第 1 5 条関係）

改正後	改正前
(別添 7－1 のとおり)	(別添 7－2 のとおり)

- 付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和 6 年 4 月 2 4 日から施行日の前日までの間に改正前の草津市生活保護法施行細則第 1 3 条から第 1 5 条までの規定により支給した給付金については、改正後の草津市生活保護法施行細則第 1 3 条から第 1 5 条までの規定により支給したものとみなす。
(様式に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市生活保護法施行細則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1

様式第 2 7 号 (第 7 条第 3 号関係)

施療券および施術報酬請求明細書 (未道整復)
(年 月 分)

市区町村長印	受療者印	施設長印
交付番号	この療の有効期間	日から 日まで
氏名	1 男 2 女	住所
指定施術者名	年 月 日	傷病名 (部位)
負傷名	負傷年月日	初療年月日
(1)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(2)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(3)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(4)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(5)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
負傷の原因・業務災害通勤災害または第三者行為外の原因による		
経過	請求区分	新規継続
施術日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
初療料	円	加算 (夜間・難治・暴風雪等)
加算 (休日・深夜・時間外)	円	再検料
整理料・固定料・施設料	(1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円	計 円
部位	連続開始年月日	後療料
(1)	100 円	円
(2)	100 円	円
(3)	60 円	円
(4)	60 円	円
摘要		
金属削子等加算日	1 回目 2 回目 3 回目	本人支払額
未道整復運動後療料加算日	日 日 日 日 日	差引請求 (支払) 金額
明細書発行体制加算	加算日	決定金額
上記のとおり施術したことを証明します。 所在地 年 月 日 施設名称 電話 指定施術者氏名		

備考 この用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とすること。 (※は福祉事務所使用欄)

別添 1－2

様式第 2 7 号 (第 7 条第 3 号関係)

施療券および施術報酬請求明細書 (未道整復)
(年 月 分)

市区町村長印	受療者印	施設長印
交付番号	この療の有効期間	日から 日まで
氏名	1 男 2 女	住所
指定施術者名	年 月 日	傷病名 (部位)
負傷名	負傷年月日	初療年月日
(1)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(2)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(3)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(4)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(5)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
負傷の原因・業務災害通勤災害または第三者行為外の原因による		
経過	請求区分	新規継続
施術日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
初療料	円	加算 (夜間・難治・暴風雪等)
加算 (休日・深夜・時間外)	円	再検料
整理料・固定料・施設料	(1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円	計 円
部位	連続開始年月日	後療料
(1)	100 円	円
(2)	100 円	円
(3)	60 円	円
(4)	60 円	円
摘要		
金属削子等加算日	1 回目 2 回目 3 回目	本人支払額
未道整復運動後療料加算日	日 日 日 日 日	差引請求 (支払) 金額
明細書発行体制加算	加算日	決定金額
上記のとおり施術したことを証明します。 所在地 年 月 日 施設名称 電話 指定施術者氏名		

備考 この用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とすること。 (※は福祉事務所使用欄)

別添 2－1

様式第 2 8 号（第 7 条第 3 号関係）

施術券および施術診療報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）

(年 月分)		(地区担当員印)		(取扱担当者印)		(草津市福祉事務所長印)	
生活 保 護 法 施 術 券	交付番号	この券の 有効期間	日から		日まで	1 単 2 併給	
施 術 費 給 付 請 求 明 細 書	患者氏名	(歳)	男 女	居住地			
	指定施術者名	傷病名（部位）					
	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治療・中止	
	① マッサージ（ 施術料 ）	問 意 部 位	（ 軀 幹 ）	（ 右 上 肢 ）	（ 左 上 肢 ）	（ 右 下 肢 ）	（ 左 下 肢 ）
	施 術 回 数	回	回	回	回	回	回
	通所	円×	回＝	円			
	訪問施術料 1	円×	回＝	円			
	訪問施術料 2	円×	回＝	円			
	訪問施術料 3（3～9 人）	円×	回＝	円			
	訪問施術料 3（10 人以上）	円×	回＝	円			
②温電法（加算）	円×	回＝	円				
③温電法・電気光線器具（加算）	円×	回＝	円				
④変形徒手矯正術（加算）	問意部位	（右上肢）	（左上肢）	（右下肢）	（左下肢）		
施術回数	回	回	回	回	回		
⑤特別地域（加算）	円×	回＝	円				
⑥ 往 療 料	円×	回＝	円				
⑦ 施術報告書交付料（前回支給： 年 月分）	円×	回＝	円				
施 術 日 通 院 ○ 往 療 ○	訪 問 1 ① 訪 問 2 ② 訪 問 3 ③	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
○往療又は訪問の理由 （1. 徒歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより徒歩による外出困難 3. その他（ ））							
⑧ 合 計 金 額（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）			請 求		※決 定		
※ ⑨ 社 保 負 担（健・共）	有・無 割		円		円		
※ ⑩ 本 人 支 払 額	円		円		円		
⑪ 差引請求（支払）金額（⑧－⑨－⑩）	円		円		円		
請 求 書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住 所 草津市福祉事務所長 指定施術者 氏名 ㊸						

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。（※は福祉事務所用欄）

別添 2－2

様式第 2 8 号（第 7 条第 3 号関係）

施術券および施術診療報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）

(年 月分)		(地区担当員印)		(取扱担当者印)		(草津市福祉事務所長印)	
生活 保 護 法 施 術 券	交付番号	この券の 有効期間	日から		日まで	1 単 2 併給	
施 術 費 給 付 請 求 明 細 書	患者氏名	(歳)	男 女	居住地			
	指定施術者名	傷病名（部位）					
	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治療・中止	
	① マッサージ	軀 幹 右 上 肢 左 上 肢 右 下 肢 左 下 肢	円× 円× 円× 円× 円×	回＝ 回＝ 回＝ 回＝ 回＝	円 円 円 円 円		
	② 温電法（加算）	円×		回＝	円		
	③ 温電法・電気光線器具（加算）	円×		回＝	円		
	④ 変形徒手矯正術	右 上 肢 左 上 肢 右 下 肢 左 下 肢	円× 円× 円× 円×	回＝ 回＝ 回＝ 回＝	円 円 円 円		
	⑤ 往 療 料 4 km まで 4 km 超	円×		回＝	円		
	⑥ 施術報告書交付料（前回支給： 年 月分）	円×		回＝	円		
	施 術 日 通 院 ○ 往 療 ○	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
⑦ 合 計 金 額（①+②+③+④+⑤+⑥）			請 求		※決 定		
※ ⑧ 社 保 負 担（健・共）	有・無 割		円		円		
※ ⑨ 本 人 支 払 額	円		円		円		
⑩ 差引請求（支払）金額（⑦－⑧－⑨）	円		円		円		
請 求 書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住 所 草津市福祉事務所長 指定施術者 氏名 ㊸						

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。（※は福祉事務所用欄）

別添 3－1

様式第 2 9 号（第 7 条第 4 号関係）

施術券および施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

(年 月分)		(地区担当員印)		(取扱担当者印)		(福祉事務所長印)	
生活 保 護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から	日まで	施術開始日 年 月	1 単 2 併給		
施 術 費 給 付 請 求 明 細 書	患者氏名	(歳)	男 女	居住地			
	傷病名	1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他（ ）	はり・きゅう師氏名				
	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰
	①初 療 料	1 はり 2 きゅう 3 はり・きゅう併用	円				
	②はり・きゅう	施 術 の 種 類	1 術回	2 術回			
	通所	円×	回＝	円			
	訪問施術料 1	円×	回＝	円			
	訪問施術料 2	円×	回＝	円			
	訪問施術料 3（3～9 人）	円×	回＝	円			
	訪問施術料 3（10 人以上）	円×	回＝	円			
③電療料（加算） 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具	円×	回＝	円				
④特別地域（加算）	円×	回＝	円				
⑤ 往 療 料	円×		回＝	円			
施 術 日 通 院 ○ 往 療 ○	訪 問 1 ① 訪 問 2 ② 訪 問 3 ③	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
○往療又は訪問の理由 （1. 徒歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより徒歩による外出困難 3. その他（ ））							
⑧ 合 計 金 額（①+②+③+④+⑤）			請 求		※決 定		
※ ⑦ 社 保 負 担（健・共）	有・無 割		円		円		
※ ⑧ 本 人 支 払 額	円		円		円		
⑨ 差引請求（支払）金額（⑧－⑦－⑧）	円		円		円		
請 求 書	(患者氏名) にかかる上記明細書による施術料を請求します。 福祉事務所長 殿 年 月 日 住 所 はり・きゅう師 氏 名 ㊸						
委任状	上記の金額の受領を 年 月 日 師会（理事）長（氏名）に委任します。 (はり・きゅう師名) 氏 名						

注意事項

- この書類は、所在地が町の場合は管轄する健康福祉事務所に介護保険法による指定書の写し（介護保険事業者番号 1 0 桁が明記された書類）を添付し、提出してください。（お手元に指定書が届いていない場合は添付不要です。）
- 貴機関等が指定された場合には、指定通知書により通知します。

記載要領

- 介護老人保健施設または介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。（※介護老人福祉施設、地域密着型福祉施設入所者生活介護については、介護保険法の指定があった場合に生活保護法の指定があったものとみなすため、申請は不要です。）
- 介護予防事業者については居宅介護事業者と、地域包括支援センターについては居宅介護支援事業と、同じ取扱いとします。
- 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 「管理者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設または訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 「施設または実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄すべてに「○」を記載してください。なお、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、介護保険法の指定があった場合に生活保護法の指定があったものとみなすため、「みなし」と記載してください。
- 「既指定の年月日」欄は、既に本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「1 2 . 4 . 1」と記載してください。
- 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定または開設許可を受けた年月日および介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「1 2 . 4 . 1」と記載してください。
- 介護保険において平成 1 8 年 4 月 1 日に指定されたこととみなされる予定の事業者については、「指定等年月日」欄に「1 8 . 4 . 1」と記載してください。
- 「介護サービス費以外に必要な利用料の額」欄は、※ 1 ※ 2 について申請する場合のみ記載ください。また、申請の際には、利用料等の確認できるパンフレット等を持参ください。
- ※ 1 について
入居に係る利用料（家賃、敷金等）の額を記載してください。
入居に係る利用料は、「住宅扶助により入居できる額」となっています。住宅扶助基準額については、各福祉事務所にご確認ください。
- ※ 2 について
食事および居住費・滞在費の額を記載してください。
食事および居住費の負担限度額は、「利用者負担第 1 段階」を適用することとなります。
- 申請者が法人の場合は、法人名とともにその代表者の氏名をおよび主たる事業所の所在地を記載してください。

別添 5 - 1

様式第 4 6 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

進学・就職準備給付金振込先

草津市福祉事務所 宛

申請者 住所または居所
(進学する者又は就職する者) 氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 世帯主の氏名 _____
- 申請者の生年月日 ____年 ____月 ____日
- 進学・就職する先(大学等名、会社名等) _____
名称 _____
- 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____

5 就職の場合、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・入学金を納付したことを証明する書類の写し
・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
・入学金等の納付が不要な場合、進学前に提出する誓約書や進学前が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
・その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行除く)
記号 _____ 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)
預金種類 _____ ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____ (右につめてご記載ください。)

口座名義人(カナ) _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
※この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

別添 5 - 2

様式第 4 6 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

進学準備給付金申請書

草津市福祉事務所 宛

申請者 住所または居所
(大学等に進学する者) 氏名
個人番号

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 世帯主の氏名 _____
- 大学等に進学する者の生年月日 ____年 ____月 ____日
- 進学先 学校名 _____
- 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 大学等進学前の住宅と同じ
☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____

5 関係書類

- 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・入学金を納付したことを証明する書類の写し
・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
・入学金等の納付が不要な場合、進学前に提出する誓約書や進学前が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行除く)
記号 _____ 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)
預金種類 _____ ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____ (右につめてご記載ください。)

口座名義人(カナ) _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
※この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

別添 6－1

様式第 4 7 号（第 1 4 条関係）

進学・就職準備給付金決定調書									
ケース番号		対象者氏名				世帯主氏名			
決 裁	年 月 日	回 議	所 長	副 部 長	課 長	査 察 指 導 員	施 行	起 案 担 当 員	年 月 日
進学・就職準備給付金決定伺 調書のとおりに決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。									
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄									
支給額 円 (進学先または就職先) (進学後または就職後の居住先)									
不 支 給 の 理 由									
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法									

別添 6－2

様式第 4 7 号（第 1 4 条関係）

進学準備給付金決定調書									
ケース番号		対象者氏名				世帯主氏名			
決 裁	年 月 日	回 議	所 長	副 部 長	課 長	査 察 指 導 員	施 行	起 案 担 当 員	年 月 日
進学準備給付金決定伺 調書のとおりに決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。									
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄									
支給額 円 (進学先) (進学後の居住先)									
不 支 給 の 理 由									
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法									

別添 7－1

様式第 4 8 号（第 1 5 条関係）

年 月 日	
様	
草津市福祉事務所長	
進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書	
年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
☐ 支給の可否 ☐ 支給 ☐ 不支給	
☐ 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法 支給額 円 支給日 年 月 日	
☐ 不支給の場合、その理由	
(備考)	
(1) この決定通知が申請書受理後 1 4 日を経過した理由	
(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。	
(3) 上記 (2) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
(4) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。	

別添 7－2

様式第 4 8 号（第 1 5 条関係）

年 月 日	
様	
草津市福祉事務所長	
進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	
年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
☐ 支給の可否 ☐ 支給 ☐ 不支給	
☐ 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法 支給額 円 支給日 年 月 日	
☐ 不支給の場合、その理由	
(備考)	
(1) この決定通知が申請書受理後 1 4 日を経過した理由	
(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。	
(3) 上記 (2) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
(4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。	

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 7 号

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 2 8 年草津市規則第 2 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更） 第 3 条 規則第 1 3 条の規定により規則第 5 条（規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第 1 号）の正本および副本に、それぞれ規則第 3 条第 1 項に規定する図書および建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書（<u>変更に係る部分に限る。</u>））を添えて、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則第 5 条の軽微な変更該当していると認めるときは、規則第 1 3 条の規定による軽微変更該当証明書（別記様式第 2 号）に同項の副本およびその添付図書（非住宅部分に係る部分に限る。）を添えて当該申請をした者に交付するものとする。 （<u>法第 1 0 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る報告</u>） 第 4 条 法第 1 5 条第 1 項の規定による<u>法第 1 0 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u>	第 1 条～第 2 条 《省略》 （建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更） 第 3 条 規則第 1 1 条の規定により規則第 3 条（規則第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第 1 号）の正本および副本に、それぞれ規則第 1 条第 1 項に規定する図書（<u>非住宅部分に係る部分に限る。</u>）および建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書<u>非住宅部分に係る部分のうち、</u>変更に係る部分に限る。））を添えて、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則第 3 条の軽微な変更該当していると認めるときは、規則第 1 1 条の規定による軽微変更該当証明書（別記様式第 2 号）に同項の副本およびその添付図書（非住宅部分に係る部分に限る。）を添えて当該申請をした者に交付するものとする。 （<u>特定建築物に係る報告</u>） 第 4 条 法第 1 7 条第 1 項の規定による<u>特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況についての報告は、特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況に関する報告書</u>（別記様式第 3 号）により行うものとする。

改正後	改正前
<u>関する法律第15条第1項の規定に基づく報告書</u> (別記様式第3号)により行うものとする。 <u>(要確認特定建築行為または要通知特定建築行為</u> の工事を取りやめる旨の申出) 第5条 <u>法第11条第3項または第12条第4項の</u> 規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知 書に係る<u>要確認特定建築行為または要通知特定建</u> <u>築行為の工事</u>を取りやめようとするときは、遅滞 なく、<u>要確認特定建築行為または要通知特定建</u> <u>築行為の工事を取りやめる旨の申出書</u>(別記様式第 4号)により市長に申し出なければならない。 第6条 《現行どおり》 <u>第7条 削除</u> <u>第8条 削除</u> <u>第9条 削除</u> (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申 請書に添付する図書等) 第10条 規則<u>第20条第1項</u>に規定する所管行政 庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとす る。 (1) <u>登録機関等(評価書面を作成した者をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>が行う技術的審査を受けた場合、 当該登録機関等が、<u>法第30条第1項第1号に</u> <u>掲げる認定基準に適合する</u>とした評価書面の写 し	(<u>特定建築行為</u>の工事を取りやめる旨の申出) 第5条 <u>法第12条第3項または第13条第4項の</u> 規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知 書に係る<u>特定建築行為の工事</u>を取りやめようとす るときは、遅滞なく、<u>特定建築行為の工事を取り</u> <u>やめる旨の申出書</u>(別記様式第4号)により市長 に申し出なければならない。 第6条 《省略》 (<u>建築物に係る報告</u>) 第7条 <u>法第21条第1項の規定による建築物の設</u> <u>計および施工ならびに構造および設備の状況につ</u> <u>いての報告は、建築物(特定増改築に係る特定建</u> <u>築物)の設計および施工ならびに構造および設備</u> <u>の状況に関する報告書(別記様式第5号)により</u> <u>行うものとする。</u> (<u>建築物の建築の工事完了報告</u>) 第8条 <u>法第19条第1項の規定による届出または</u> <u>法第20条第2項の規定による通知をした者は、</u> <u>当該届出または通知に係る建築物の建築の工事が</u> <u>完了したときは、速やかに、建築物の建築(特定</u> <u>増改築)の工事が完了した旨の報告書(別記様式</u> <u>第6号)を市長に提出しなければならない。</u> (<u>建築物の建築の工事を取りやめる旨の申出</u>) 第9条 <u>法第19条第1項の規定による届出または</u> <u>法第20条第2項の規定による通知をした者は、</u> <u>当該届出または通知に係る建築物の建築の工事を</u> <u>取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物の</u> <u>建築(特定増改築)の工事を取りやめる旨の申出</u> <u>書(別記様式第7号)により市長に申し出なけれ</u> <u>ばならない。</u> (建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定の 申請書に添付する図書等) 第10条 規則<u>第23条第1項および第30条第1</u> <u>項</u>に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、 次に掲げるとおりとする。 (1) <u>法第15条第1項の規定による登録建築物エ</u> <u>ネルギー消費性能判定機関または、法第24条</u> <u>第1項の規定による登録建築物エネルギー消費</u> <u>性能評価機関</u>が行う技術的審査を受けた場合、 当該登録機関等が、<u>法第35条第1項第1号に</u>

改正後	改正前
(2)～(3) 《現行どおり》 2 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)またはその写しを市長に提出しなければならない。 (法第30条第3項の通知等) 第11条 法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)通知書(別記様式第9号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて行うものとする。 2 市長は、前条第2項の規定により適合判定通知書またはその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書またはその写しを法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知した建築主事または建築副主事に送付するものとする。 (認定しない旨の通知) 第12条 市長は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(別記様式第10号)により当該認定の申請をした者に通知するものとする。 (建築物の新築等の状況等に係る報告) 第13条 法第32条の規定によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告は、同条の規定に基づく報告書(別記様式第11号)により行うものとする。 《改正前を削る》 (建築物エネルギー消費性能向上の認定の取消し) 第14条 法第34条の規定による建築物エネルギ	掲げる認定基準に適合するとして評価書面の写し (2)～(3) 《省略》 2 法第35条第2項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)またはその写しを市長に提出しなければならない。 (法第35条第3項の通知等) 第11条 法第35条第3項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)通知書(別記様式第9号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて行うものとする。 2 市長は、前条第2項の規定により適合判定通知書またはその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書またはその写しを法第35条第3項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知した建築主事または建築副主事に送付するものとする。 (認定しない旨の通知) 第12条 市長は、法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)および法第41条第2項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(別記様式第10号)により当該認定の申請をした者に通知するものとする。 (建築物の新築等の状況等に係る報告) 第13条 法第37条の規定によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告は、同条の規定に基づく報告書(別記様式第11号)により行うものとする。 2 法第43条の規定による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関しての報告は、同条の規定に基づく報告書(別記様式第12号)により行うものとする。 (建築物エネルギー消費性能向上等の認定の取消し) 第14条 法第39条の規定による建築物エネルギ

改正後	改正前
一消費性能向上計画の認定の取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（別記様式第13号）により行うものとする。 《改正前を削る》 （建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更） 第15条 規則<u>第28条</u>の規定により規則<u>第25条</u>の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第15号）の正本および副本に、それぞれ規則<u>第26条</u>において読み替えて適用する規則<u>第20条第1項</u>に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則<u>第25条</u>の軽微な変更該当していると認めるときは、<u>規則第28条の規定による軽微変更該当証明書</u>（別記様式第16号）に前項の申請書の副本およびその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。 第16条～第18条 《現行どおり》 （告示） <u>第19条</u> 市長は、次に掲げる行為は、告示によりこれを行う。 (1) 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件（令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。）第2項の規定による基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められる要件を定めること 別記様式第1号（第3条第1項関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号（第3条第2項関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第3号（第4条関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第4号（第5条関係）	一消費性能向上計画の認定の取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（別記様式第13号）により行うものとする。 <u>2 法第42条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書（別記様式第14号）により行うものとする。</u> （建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更） 第15条 規則<u>第29条</u>の規定により規則<u>第26条</u>の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第15号）の正本および副本に、それぞれ規則<u>第27条</u>において読み替えて適用する規則<u>第23条第1項</u>に規定する図書のうち変更に係るもの（<u>非住宅部分に係る部分に限る。</u>）を添えて、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則<u>第26条</u>の軽微な変更該当していると認めるときは、<u>規則第29条の規定による軽微変更該当証明書</u>（別記様式第16号）に前項の申請書の副本およびその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。 第16条～第18条 《省略》 《改正後に新設》 別記様式第1号（第3条第1項関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号（第3条第2項関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第3号（第4条関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第4号（第5条関係）

改正後	改正前
(別添 4-1 のとおり) 別記様式第 5 号 削除 別記様式第 6 号 削除 別記様式第 7 号 削除 別記様式第 8 号 (第 10 条第 1 項第 4 号関係) (別添 8-1 のとおり) 別記様式第 9 号 (第 11 条第 1 項関係) (別添 9-1 のとおり) 別記様式第 10 号 (第 12 条関係) (別添 10-1 のとおり) 別記様式第 11 号 (第 13 条第 1 項関係) (別添 11-1 のとおり) 別記様式第 12 号 削除 別記様式第 13 号 (第 14 条第 1 項関係) (別添 13-1 のとおり) 別記様式第 14 号 削除 別記様式第 15 号 (第 15 条第 1 項関係) (別添 15-1 のとおり) 別記様式第 16 号 (第 15 条第 2 項関係) (別添 16-1 のとおり) 別記様式第 17 号 (第 16 条関係) ≪現行どおり≫ 別記様式第 18 号 (第 17 条第 1 項関係) (別添 17-1 のとおり) 別記様式第 19 号 (第 18 条第 2 項関係) ≪現行どおり≫	(別添 4-2 のとおり) 別記様式第 5 号 (第 7 条、付則第 2 項関係) (別添 5 のとおり) 別記様式第 6 号 (第 8 条、付則第 2 項関係) (別添 6 のとおり) 別記様式第 7 号 (第 9 条関係) (別添 7 のとおり) 別記様式第 8 号 (第 10 条第 1 項第 4 号関係) (別添 8-2 のとおり) 別記様式第 9 号 (第 11 条第 1 項関係) (別添 9-2 のとおり) 別記様式第 10 号 (第 12 条関係) (別添 10-2 のとおり) 別記様式第 11 号 (第 13 条第 1 項関係) (別添 11-2 のとおり) 別記様式第 12 号 (第 13 条第 2 項関係) (別添 12 のとおり) 別記様式第 13 号 (第 14 条第 1 項関係) (別添 13-2 のとおり) 別記様式第 14 号 (第 14 条第 2 項関係) (別添 14 のとおり) 別記様式第 15 号 (第 15 条第 1 項関係) (別添 15-2 のとおり) 別記様式第 16 号 (第 15 条第 2 項関係) (別添 16-2 のとおり) 別記様式第 17 号 (第 16 条関係) ≪省略≫ 別記様式第 18 号 (第 17 条第 1 項関係) (別添 17-2 のとおり) 別記様式第 19 号 (第 18 条第 2 項関係) ≪省略≫

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(草津市建築物のエネルギー消費性性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 草津市建築物のエネルギー消費性性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（平成 29 年草津市規則第 26 号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第 1 条～第 18 条 ≪現行どおり≫ 別記様式第 1 号～別記様式第 19 号 ≪現行どおり≫ 付 則 1 ≪現行どおり≫	第 1 条～第 18 条 ≪省略≫ 別記様式第 1 号～別記様式第 19 号 ≪省略≫ 付 則 1 ≪省略≫

改正後	改正前
《改正前を削る》 2 《現行どおり》	(経過措置) 2 第 6 条の規定は規則附則第 2 条第 1 項および第 3 項において読み替えて準用する規則第 1 2 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書について、第 7 条の規定は法附則第 3 条第 9 項の規定による特定増改築に係る特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況についての報告について、第 8 条および第 9 条の規定は法附則第 3 条第 2 項の規定による届出または法附則第 3 条第 7 項の規定による通知に係る特定増改築の工事の完了および取りやめについて、それぞれ準用する。 3 《省略》

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

(第 1 面)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

手数料欄

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

1 軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

2 軽微な変更の概要

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 第 2 面から第 5 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 1 の第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1－2

別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

(第 1 面)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 1 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

手数料欄

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

1 軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

2 軽微な変更の概要

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 第 2 面から第 5 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 1 の第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 2－1
様式第 2 号（第 3 条第 2 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定による軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様
草津市長 印

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物またはその部分の概要

注 1 この証は、大切に保存しておいてください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 2－2
様式第 2 号（第 3 条第 2 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 1 条の規定による軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様
草津市長 印

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物またはその部分の概要

注 1 この証は、大切に保存しておいてください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 3－1
様式第 3 号（第 4 条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定に基づく報告書

年 月 日

草津市長 宛
報告者の住所または
主たる事務所の所在地
報告者の氏名または名称

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 適合判定通知書番号 第 号

2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

3 建築物の位置

4 報告の内容

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 3－2
様式第 3 号（第 4 条関係）

特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況に関する報告書

年 月 日

草津市長 宛
報告者の住所または
主たる事務所の所在地
報告者の氏名または名称

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 7 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 適合判定通知書番号 第 号

2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

3 特定建築物の位置

4 報告の内容

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 4－1

様式第 4 号（第 5 条関係）

要確認特定建築行為または要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

申出者の住所または
主たる事務所の所在地
申出者の氏名または名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項(第12条第4項)の規定により交付を受けた通知書に係る要確認特定建築行為または要通知特定建築行為の工事を取りやめたいので、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 適合判定通知書番号 第 号

2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

3 建築物の位置

4 取りやめの理由

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 不要の文字は、抹消してください。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 4－2

様式第 4 号（第 5 条関係）

特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

申出者の住所または
主たる事務所の所在地
申出者の氏名または名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項(第13条第4項)の規定により交付を受けた通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめたいので、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 適合判定通知書番号 第 号

2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

3 特定建築物の位置

4 取りやめの理由

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 不要の文字は、抹消してください。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 5

様式第 5 号（第 7 条、付則第 2 項関係）

建築物（特定増改築に係る特定建築物）の設計および施工ならびに
構造および設備の状況に関する報告書

年 月 日

草津市長 宛

報告者の住所または
主たる事務所の所在地
報告者の氏名または名称

建築物（特定増改築に係る特定建築物）の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項（附則第3条第9項）の規定により報告します。

記

1 受付番号 第 号

2 届出（通知）年月日 年 月 日

3 建築物の位置

4 報告の内容

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 不要の文字は、抹消してください。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 6

様式第 6 号（第 8 条、付則第 2 項関係）

(第 1 面)

建築物の建築（特定増改築）の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

草津市長 宛

報告者の住所または
主たる事務所の所在地
報告者の氏名または名称

建築物の建築（特定増改築）の工事が完了したので、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第8条の規定により報告します。

記

1 届出（通知）年月日および受付番号 年 月 日 第 号

2 建築物の位置

3 建築確認年月日および番号 年 月 日 第 号

4 確認検査済証交付年月日および番号 年 月 日 第 号

5 計画どおりであることを確認した建築士
（ 級）建築士 （ ） 登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ） 知事登録第 号
名称
所在地

6 工事中の軽微な変更の内容

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 不要の文字は、抹消してください。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(第2面)

工事の完了を確認した状況

項目	確認事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果 (不適の場合は建 業主に対して行っ た報告の内容)
外皮				
空気調和設 備				
機械換気設 備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
その他				
備考				

注1 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 7

様式第7号（第9条関係）

建築物の建築（特定増改築）の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

申出者の住所または

主たる事務所の所在地

申出者の氏名または名称

建築物の建築（特定増改築）の工事を取りやめたいので、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第9条の規定により申し出ます。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 届出（通知）年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 取りやめの理由

※受付欄		※処理欄	
年	月 日		
第	号		
係員印			

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 不要の文字は、抹消してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 8-1

様式第8号(第10条第1項第4号関係)

建築物別概要書

番号	住戸の存する階数	住室番号	床面積 (㎡)	認定対象の別	譲受人の氏名	備考
住戸の部分	認定対象部分		㎡	戸		
	非認定部分		㎡	戸		
	計		㎡	戸		
共同住宅または長屋住宅の住戸の部分以外の部分			㎡			
住宅の用途以外の用途に供する部分			㎡			
合 計			㎡			

注1 「番号」は、規則様式第27第4面【1. 住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄としてください。

2 「譲受人の氏名」は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と記入し、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。

3 様式が不足する場合は、別葉を添付してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 8-2

様式第8号(第10条第1項第4号関係)

建築物別概要書

番号	住戸の存する階数	住室番号	床面積 (㎡)	認定対象の別	譲受人の氏名	備考
住戸の部分	認定対象部分		㎡	戸		
	非認定部分		㎡	戸		
	計		㎡	戸		
共同住宅または長屋住宅の住戸の部分以外の部分			㎡			
住宅の用途以外の用途に供する部分			㎡			
合計			㎡			

注1 「番号」は、規則様式第33第5面または様式第37第3面【1. 住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄としてください。

2 「譲受人の氏名」は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と記入し、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。

3 様式が不足する場合は、別葉を添付してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 9－1
様式第 9 号（第 11 条第 1 項関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）通知書

下記の申請者から、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項（第 31 条第 2 項において準用する第 30 条第 2 項）の申出があったので、同条第 3 項（同法第 31 条第 2 項において準用する第 30 条第 2 項）の規定により計画（変更）を通知します。

建築主事または建築副主事 宛

第 年 月 日

草津市長 印

【計画の概要】
申 請 者：
申請者住所：
認定に係る建築物の位置：
認定に係る建築物の用途：
設 計 者：
設計者住所：
設計者連絡先：

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

注 1 不要の文字は、抹消してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 9－2
様式第 9 号（第 11 条第 1 項関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）通知書

下記の申請者から、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 3 項（第 36 条第 2 項において準用する第 35 条第 3 項）の申出があったので、同条第 3 項（同法第 36 条第 2 項において準用する第 35 条第 3 項）の規定により計画（変更）を通知します。

建築主事または建築副主事 様

第 年 月 日

通知者官職 印

【計画の概要】
申 請 者：
申請者住所：
認定に係る建築物の位置：
認定に係る建築物の用途：
設 計 者：
設計者住所：
設計者連絡先：

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

注 1 不要の文字は、抹消してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 10－1
様式第 10 号（第 12 条関係）

認定しない旨の通知書
第 号
年 月 日

様

草津市長 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 30 条第 1 項 第 31 条第 2 項 において準用する第 30 条第 1 項 の認定をしないこととしたので、通知します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 申請者の住所
- 申請に係る建築物の位置
- 理由

注 1 不要の文字は、抹消してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 10－2
様式第 10 号（第 12 条関係）

認定しない旨の通知書
第 号
年 月 日

様

草津市長 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 35 条第 1 項 第 36 条第 2 項 において準用する第 35 条第 1 項 の認定をしないこととしたので、通知します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 申請者の住所
- 申請に係る建築物の位置
- 理由

注 1 不要の文字は、抹消してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 1－1
様式第 11 号（第 13 条第 1 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 2 条の規定に基づく報告書

草津市長 宛

年 月 日

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 2 条の規定により報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

※受 付 欄			※処 理 欄		
年 月 日					
第 号					
係員印					

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 1－2
様式第 11 号（第 13 条第 1 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 7 条の規定に基づく報告書

草津市長 宛

年 月 日

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 7 条の規定により報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

※受 付 欄			※処 理 欄		
年 月 日					
第 号					
係員印					

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 2
様式第 12 号（第 13 条第 2 項関係）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 3 条の規定に基づく報告書

年 月 日

草津市長 宛

報告者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 3 条の規定により報告します。

記

1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定番号

第 号

2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

※受 付 欄			※処 理 欄		
年 月 日					
第 号					
係員印					

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 3－1
様式第 13 号（第 14 条第 1 項関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 番 号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事または建築副主事の氏名

- 認定建築主の氏名または名称
- 認定建築主の住所
- 認定に係る住宅または建築物の位置
- 認定に係る住宅または建築物の構造
- 理由

- 注 1 (※) は、法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 3－2

様式第 13 号（第 14 条第 1 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書

第 号
年 月 日
様
草津市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条第1項の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事または建築副主事の氏名

- 認定建築主の氏名または名称
- 認定建築主の住所
- 認定に係る住宅または建築物の位置
- 認定に係る住宅または建築物の構造
- 理由

- 注1 (※)は、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 1 4

様式第 14 号（第 14 条第 2 項関係）

基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書

第 号
年 月 日
様
草津市長 印

下記の基準適合認定建築物に係る認定については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定に基づき、下記の理由により当該申請の認定を取り消します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

- 申請者の氏名または名称
- 申請者の住所
- 認定に係る住宅または建築物の位置
- 認定に係る住宅または建築物の構造
- 理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 1 5－1

様式第 1 5 号（第 1 5 条第 1 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日
草津市長 宛
申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第25条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 認定に係る建築物の位置
- 軽微な変更の概要

手数料欄

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 1 5－2

様式第 1 5 号（第 1 5 条第 1 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日
草津市長 宛
申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 認定に係る建築物の位置
- 軽微な変更の概要

手数料欄

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別添 1 6－1
様式第 1 6 号（第 1 5 条第 2 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 8 条の規定による軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

草津市長 印

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 5 条の軽微な変更 に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

4 認定に係る建築物の位置

注 1 この証は、大切に保存しておいてください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 6－2
様式第 1 6 号（第 1 5 条第 2 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 9 条の規定による軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

草津市長 印

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 6 条の軽微な変更 に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

4 認定に係る建築物の位置

注 1 この証は、大切に保存しておいてください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 7－1
様式第 18 号（第 17 条第 1 項関係）
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたいので、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 17 条の規定により申し出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 建築確認年月日および番号

年 月 日 第 号

5 確認検査済証交付年月日および番号

年 月 日 第 号

6 取りやめの理由

※受付欄			※処理欄		
年 月 日					
第 号					
係 員 印					

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 4 および 5 については、法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入してください。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1 7－2
様式第 18 号（第 17 条第 1 項関係）
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたいので、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 17 条の規定により申し出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 建築確認年月日および番号

年 月 日 第 号

5 確認検査済証交付年月日および番号

年 月 日 第 号

6 取りやめの理由

※受 付 欄			※処 理 欄		
年 月 日					
第 号					
係 員 印					

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 4 および 5 については、法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入してください。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第28号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
第1条 《現行どおり》	第1条 《省略》																
第2条 《現行どおり》	第2条 《省略》																
総合政策部	総合政策部																
《現行どおり》	《省略》																
職員課 <u>人事係</u> <u>職員支援係</u>	職員課 <u>職員係</u>																
《現行どおり》	《省略》																
総務部 《現行どおり》	総務部 《省略》																
まちづくり協働部 《現行どおり》	まちづくり協働部 《省略》																
環境経済部	環境経済部																
《現行どおり》	《省略》																
商工観光労政課 <u>商工観光労政係</u>	商工観光労政課 <u>商業観光係</u> <u>産業労政係</u> <u>企業立地推進係</u>																
<u>企業立地推進室</u> <u>企業立地推進係</u>	《改正後に新設》																
《現行どおり》	《省略》																
健康福祉部 《現行どおり》	健康福祉部 《省略》																
<u>こども若者部</u>	<u>子ども未来部</u>																
<u>こども若者政策課</u> <u>こども若者政策係</u>	<u>子ども・若者政策課</u> <u>子ども・若者政策係</u>																
<u>こども家庭若者課</u> <u>こども家庭係</u> <u>こども若者係</u>	<u>子ども家庭・若者課</u> <u>子ども家庭係</u> <u>子ども・若者係</u>																
《現行どおり》	《省略》																
都市計画部 《現行どおり》	都市計画部 《省略》																
建設部	建設部																
《現行どおり》	《省略》																
《改正前を削る》	<u>プール整備事業推進室</u> <u>整備係</u>																
《現行どおり》	《省略》																
上下水道部 《現行どおり》	上下水道部 《省略》																
(施設等の所属)	(施設等の所属)																
第3条 《現行どおり》	第3条 《省略》																
<table><tr><th colspan="2">所属</th><th rowspan="2">施設等</th></tr><tr><th>部</th><th>課</th></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	所属		施設等	部	課	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th colspan="2">所属</th><th rowspan="2">施設等</th></tr><tr><th>部</th><th>課</th></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	所属		施設等	部	課	《省略》	《省略》	《省略》
所属		施設等															
部	課																
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》															
所属		施設等															
部	課																
《省略》	《省略》	《省略》															

改正後			改正前		
こども若者部	こども若者政策課	児童育成クラブ	子ども未来部	子ども・若者政策課	児童育成クラブ
	こども家庭若者課	少年センター		子ども家庭・若者課	少年センター
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
(職の設置)			(職の設置)		
第4条 《現行どおり》			第4条 《省略》		
2 前項に規定するもののほか、必要に応じ部に <u>技監</u> 、理事、専門理事、主監、参事、統括研究員、チーフディレクター、保健師長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副保健師長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、総括主任保健師、総括主任助産師、総括保育士、総括保育教諭、保育専門員、副総括保育士、副総括保育教諭、主任、主任保健師、主任助産師、主任保育士、主任保育教諭、主事、保健師、助産師、保育士、保育教諭、看護師、栄養士および准看護師を置くことができる。			2 前項に規定するもののほか、必要に応じ部に理事、専門理事、主監、参事、統括研究員、チーフディレクター、保健師長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副保健師長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、総括主任保健師、総括主任助産師、総括保育士、総括保育教諭、保育専門員、副総括保育士、副総括保育教諭、主任、主任保健師、主任助産師、主任保育士、主任保育教諭、主事、保健師、助産師、保育士、保育教諭、看護師、栄養士および准看護師を置くことができる。		
3 前2項に規定するもののほか、必要に応じ本庁に <u>特命監</u> 、危機管理監および法令遵守監を置くことができる。			3 前2項に規定するもののほか、必要に応じ本庁に <u>政策監</u> 、 <u>技監</u> 、危機管理監および法令遵守監を置くことができる。		
(代行)			(代行)		
第5条 部長に事故あるときは、所管事務について理事、 <u>専門理事</u> または副部長がその職務を代行する。			第5条 部長に事故あるときは、所管事務について理事または副部長がその職務を代行する。		
2～3 《現行どおり》			2～3 《省略》		
第6条 《現行どおり》			第6条 《省略》		
総合政策部			総合政策部		
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	
草津未来研究所	(1)～(5) 《現行どおり》 (6) アーバンデザインセンターびわこ・くさつの法人化および法人の育成支援に関すること。 (7) 《現行どおり》		草津未来研究所	(1)～(5) 《省略》 《改正後に新設》 (6) 《省略》	
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	

改正後		改正前	
総務部		総務部	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
契約検査課	(1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>建設</u> 工事（建設工事に関連する調査、測量、設計等の業務の委託を含む。）検査にすること。 (4)～(9) 《現行どおり》	契約検査課	(1)～(2) 《省略》 (3) 工事（建設工事に関連する調査、測量、設計等の業務の委託を含む。）検査にすること。 (4)～(9) 《省略》
税務課	(1)～(17) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (18) 《現行どおり》	税務課	(1)～(17) 《省略》 (18) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整にすること。 (19) 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
まちづくり協働部		まちづくり協働部	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
生活安心課	(1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>家庭用品品質表示等に関する</u> こと。 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (4) 《現行どおり》 (5) <u>飼い犬</u> の登録および狂犬病予防注射にすること。 (6) 所有者不明の犬の抑留および収容に係る公示にすること。 (7) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (8) 路上喫煙の防止にすること。 (9) 公衆衛生にすること（他の部課の所管に属するものを除く。）。	生活安心課	(1)～(2) 《省略》 (3) <u>消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく表示監視に</u> すること。 (4) 家庭用品品質表示にすること。 (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく表示監視にすること。 (6) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく表示監視にすること。 (7) 《省略》 (8) <u>畜犬</u> 登録および狂犬病予防注射にすること。 (9) 所有者不明の犬の抑留に係る公示にすること。 (10) 《省略》 (11) 負傷した犬および猫の通報の受理にすること。 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後		改正前	
	<u>(10)</u> 空地の適正な管理に係る指導に関すること。 <u>(11)</u> ≪現行どおり≫ <u>(12)</u> 墓地等の経営の許可等に関すること。 <u>(13)</u> 改葬の許可に関すること。 <u>(14)</u> 草津栗東行政事務組合<u>との連絡調整</u>に関する<u>こと（火葬場に関する事務に限る。）</u>。 ≪改正前を削る≫ ≪改正前を削る≫ ≪改正前を削る≫ ≪改正前を削る≫ ≪改正前を削る≫ <u>(15)</u> ≪現行どおり≫		≪改正後に新設≫ <u>(12)</u> ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ <u>(13)</u> 草津栗東行政事務組合に関すること。 <u>(14)</u> 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地等の経営許可および管理に関すること。 <u>(15)</u> 公衆浴場の経営安定に関すること。 <u>(16)</u> 路上喫煙の防止に関すること。 <u>(17)</u> 空地の適正管理指導に関すること。 <u>(18)</u> 害虫等の駆除に関する情報提供および消毒に関すること。 <u>(19)</u> ≪省略≫
環境経済部		環境経済部	
農林水産課	(1)～(24) ≪現行どおり≫ (25) 部内および担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (26) ≪現行どおり≫	農林水産課	(1)～(24) ≪省略≫ (25) <u>担当する専門理事</u>、部内および担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (26) ≪省略≫
商工観光労働課	(1)～(13) ≪現行どおり≫ <u>(14)</u> ビジネスサポートセンターに関すること。 <u>(15)</u> 工業の振興および<u>スタートアップ</u>に関すること。 <u>(16)</u> 企業の立地（<u>企業立地促進助成制度に関することに限る。</u>）に関すること。 <u>(17)～(26)</u> ≪現行どおり≫	商工観光労働課	(1)～(13) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ <u>(14)</u> 工業の振興および<u>新産業の創出促進</u>に関すること。 <u>(15)</u> 企業の<u>誘致および立地</u>に関すること。 <u>(16)～(25)</u> ≪省略≫
<u>企業立地推進室</u>	<u>(1)</u> 企業の誘致および立地（企業立地促進助成制度に関するものを除く。）に関すること。 <u>(2)</u> スタートアップに係る施策の推進に関すること。	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫

改正後		改正前	
	(3) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (4) 室の一般庶務に関すること。		
環境政策課	(1)～(16) ≪現行どおり≫ ≪改正前を削る≫ (17) ≪現行どおり≫	環境政策課	(1)～(16) ≪省略≫ (17) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (18) ≪省略≫
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪省略≫	≪省略≫
健康福祉部 ≪現行どおり≫ こども若者部		健康福祉部 ≪省略≫ 子ども未来部	
こども若者政策課	(1) ≪現行どおり≫ (2) <u>こども・若者計画</u>に関すること。 (3) ≪現行どおり≫ ≪改正前を削る≫ (4) <u>こども・若者</u>育成支援制度の総合的な推進に関すること。 ≪改正前を削る≫ (5)～(12) ≪現行どおり≫	子ども・若者政策課	(1) ≪省略≫ (2) <u>こども基本法に規定する市町村こども計画</u>に関すること。 (3) ≪省略≫ (4) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (5) <u>子ども・若者</u>育成支援制度の総合的な推進に関すること。 (6) <u>子ども・若者計画</u>に関すること。 (7)～(14) ≪省略≫
こども家庭若者課	(1)～(3) ≪現行どおり≫ ≪改正前を削る≫ (4) ≪現行どおり≫ (5) <u>こども・若者</u>の育成支援および総合相談に関すること。 (6)～(8) ≪現行どおり≫	子ども家庭・若者課	(1)～(3) ≪省略≫ (4) 青少年育成市民運動の推進に関すること。 (5) ≪省略≫ (6) <u>子ども・若者</u>の育成支援および総合相談に関すること。 (7)～(9) ≪省略≫
家庭児童相談室	(1) ≪現行どおり≫ (2) 児童虐待防止に関すること（ただし、<u>こども家庭若者課</u>、子育て相談センターおよび発達支援センターの所掌する事務を除く。）。 (3)～(6) ≪現行どおり≫	家庭児童相談室	(1) ≪省略≫ (2) 児童虐待防止に関すること（ただし、<u>子ども家庭・若者課</u>、子育て相談センターおよび発達支援センターの所掌する事務を除く。）。 (3)～(6) ≪省略≫
子育て相談センター	(1)～(9) ≪現行どおり≫ (10) 児童虐待防止に関すること（ただし、<u>こども家庭若者課</u>、家庭児童相談室および発達支援センターの所掌する事務を除く。）。	子育て相談センター	(1)～(9) ≪現行どおり≫ (10) 児童虐待防止に関すること（ただし、<u>子ども家庭・若者課</u>、家庭児童相談室および発達支援センターの所掌する事務を除く。）。

改正後		改正前	
	(11)～(12) 《現行どおり》		(11)～(12) 《省略》
発達支援センター	(1)～(2) 《現行どおり》 (3) 児童虐待防止に関すること（ただし、 <u>こども家庭若者課</u> 、家庭児童相談室および子育て相談センターに所掌する事務を除く）。 (4)～(12) 《現行どおり》	発達支援センター	(1)～(2) 《省略》 (3) 児童虐待防止に関すること（ただし、 <u>子ども家庭・若者課</u> 、家庭児童相談室および子育て相談センターに所掌する事務を除く）。 (4)～(12) 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
都市計画部		都市計画部	
都市計画課	(1)～(13) 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (14)～(15) 《現行どおり》 (16) 都市再生整備計画関連事業の補助金申請に関すること（他の部課の所管に属するものを除く。）。 (17) 市街地再開発事業の技術的支援に関すること。 (18)～(31) 《現行どおり》	都市計画課	(1)～(13) 《省略》 (14) 南草津駅東口土地信託事業に関すること。 (15) 草津都市開発株式会社に関すること。 (16)～(17) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (18)～(31) 《省略》
都市地域戦略課	(1) <u>草津駅周辺エリア未来ビジョン</u> に関すること。 《改正前を削る》 (2) 《現行どおり》 (3) <u>くさつまちなかエリアプラットフォーム</u> に関すること。 (4) 《現行どおり》 (5) 草津都市開発株式会社に関すること。 (6)～(7) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (8)～(9) 《現行どおり》 (10) 南草津駅東口土地信託事業に関すること。 (11)～(12) 《現行どおり》	都市地域戦略課	(1) <u>中心市街地活性化基本計画</u> に関すること。 (2) 都市再生整備計画関連事業の補助金申請に関すること（他の部課の所管に属するものを除く。）。 (3) 《省略》 (4) <u>中心市街地活性化協議会</u> に関すること。 (5) 《省略》 《改正後に新設》 (6)～(7) 《省略》 (8) <u>市街地再開発事業の技術的援助</u> に関すること。 (9)～(10) 《省略》 《改正後に新設》 (11)～(12) 《省略》
交通政策課	(1)～(14) 《現行どおり》	交通政策課	(1)～(14) 《省略》

改正後		改正前	
	(15) 担当する理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (16) 《現行どおり》		《改正後に新設》 (15) 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
建築政策課	(1)～(24) 《現行どおり》 (25) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に関すること。 (26) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (27) 《現行どおり》	建築政策課	(1)～(24) 《省略》 《改正後に新設》 (25) 担当する理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (26) 《省略》
公共建築課	(1) 《現行どおり》 (2) 市有建築物のファシリティマネジメントの推進に関すること。 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (3)～(5) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (6) 《現行どおり》	公共建築課	(1) 《省略》 (2) 市有建築物の維持管理費の縮減に関すること。 (3) 市有建築物の維持管理の効率化に関すること。 (4) 市有建築物の長寿命化に係る計画的な工事の実施および工事費の縮減・平準化に関すること。 (5) 市有建築物の維持管理に係る各種法定点検の適正な実施に関すること。 (6) 市有建築物包括管理委託業務に関すること。 (7) 想定されるリスクや社会動向に応じた市有建築物の性能の実現に関すること。 (8) その他市有建築物のファシリティマネジメントに関すること。 (9)～(11) 《省略》 (12) 市有建築物のユニバーサルデザインに関すること。 (13) 《省略》
建設部		建設部	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
河川課	(1)～(13) 《現行どおり》 (14) 担当する専門理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。	河川課	(1)～(13) 《省略》 《改正後に新設》

改正後		改正前	
	<u>(15)</u> 《現行どおり》		<u>(14)</u> 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
《改正前を削る》	《改正前を削る》	<u>プール整備事業推進室</u>	(1) (仮称) 草津市立プール整備・運営事業に関すること。 (2) (仮称) 草津市立プール整備事業の補助金申請に関すること。 (3) 室に属さない土木関係工事の設計、施行および監督に関すること。 (4) 担当する専門理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (5) 室の一般庶務に関すること。
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
上下水道部 《現行どおり》		上下水道部 《省略》	

(草津市副市長の事務分担等に関する規則の一部改正)

第 2 条 草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成 2 8 年草津市規則第 5 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (事務分担)	第 1 条 《省略》 (事務分担)
第 2 条 《現行どおり》 (1) 辻川明宏副市長 総合政策部、まちづくり協働部、都市計画部および建設部に属する事務ならびに上下水道部との調整に関する事務	第 2 条 《省略》 (1) 辻川明宏副市長 総合政策部、まちづくり協働部、 <u>環境経済部</u> 、都市計画部、 <u>建設部に属する事務および上下水道部との調整に関する事務ならびに教育委員会事務局、農業委員会事務局の職員に補助執行させている事務</u>
(2) 南川等副市長 総務部、 <u>環境経済部</u> 、健康福祉部および <u>子ども若者部</u> に属する事務、会計課に属する事務のうち会計管理者の職務権限によらない事務ならびに議会事務局、 <u>教育委員会事務局</u> 、 <u>監査委員事務局</u> 、 <u>農業委員会事務局</u> 、選挙管理委員会、公平委員会および固定資産評価審査委員会の職員に補助執行させている事務	(2) 南川等副市長 総務部、健康福祉部および <u>子ども未来部</u> に属する事務、会計課に属する事務のうち会計管理者の職務権限によらない事務ならびに議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会および固定資産評価審査委員会の職員に補助執行させている事務
第 3 条～第 6 条 《現行どおり》	第 3 条～第 6 条 《省略》

(草津市附属機関運営規則の一部改正)

第 3 条 草津市附属機関運営規則（平成 2 5 年草津市規則第 3 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第11条 《現行どおり》 別表第1（第2条、第10条関係）			第1条～第11条 《省略》 別表第1（第2条、第10条関係）		
附属機関 の名称	委員資格者	所属	附属機関 の名称	委員資格者	所属
《現行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》	《省略》	《省略》	《省略》
<u>草津市こ ども若者 会議</u>	《現行どおり》	<u>こども若 者部こど も若者政 策課</u>	<u>草津市子 ども・子 育て会議</u>	《省略》	<u>子ども未 来部子ど も・若者 政策課</u>
草津市立 認定こど も園園名 等選定委 員会	《現行どおり》	<u>こども若 者部こど も若者政 策課</u>	草津市立 認定こど も園園名 等選定委 員会	《省略》	<u>子ども未 来部子ど も・若者 政策課</u>
《現行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市農 業委員会 委員選考 委員会	(1)～(4) 《現行どおり》 (5) <u>環境経済部長</u> (6) 《現行どおり》	《現行ど おり》	草津市農 業委員会 委員選考 委員会	(1)～(4) 《省略》 (5) <u>環境経済部専門理事 (農林水産担当)</u> (6) 《省略》	《省略》
《現行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》	《省略》	《省略》	《省略》
別表第2～別表第5 《現行どおり》			別表第2～別表第5 《省略》		

(草津市職員の職名に関する規則の一部改正)

第4条 草津市職員の職名に関する規則（昭和52年草津市規則第54号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第3条 《現行どおり》 第4条 《現行どおり》		第1条～第3条 《省略》 第4条 《省略》	
職名	補職名	職名	補職名
職員	技監、 <u>特命監</u> 、部長、理事、専門理事、 危機管理監、法令遵守監、会計管理者、 副部長、主監、室長、課長、参事、統括 研究員、チーフディレクター、保健師 長、所長、館長、園長、室長補佐、課長 補佐、所長補佐、館長補佐、園長補佐、 副参事、副保健師長、副所長、副館長、 副園長、係長、副係長、主幹、専門員、 総括主任保健師、総括主任助産師、総括	職員	<u>政策監</u> 、技監、部長、理事、専門理事、 危機管理監、法令遵守監、会計管理者、 副部長、主監、室長、課長、参事、統括 研究員、チーフディレクター、保健師 長、所長、館長、園長、室長補佐、課長 補佐、所長補佐、館長補佐、園長補佐、 副参事、副保健師長、副所長、副館長、 副園長、係長、副係長、主幹、専門員、 総括主任保健師、総括主任助産師、総括

改正後		改正前	
	保育士、総括保育教諭、教頭、保育専門員、主査、副総括保育士、副総括保育教諭、主任、主任保健師、主任助産師、主任保育士、主任保育教諭、主事、保健師、助産師、保育士、保育教諭、看護師、栄養士、准看護師		保育士、総括保育教諭、教頭、保育専門員、主査、副総括保育士、副総括保育教諭、主任、主任保健師、主任助産師、主任保育士、主任保育教諭、主事、保健師、助産師、保育士、保育教諭、看護師、栄養士、准看護師
(補職の職務)		(補職の職務)	
第 5 条 《現行どおり》		第 5 条 《省略》	
補職名	職務	補職名	職務
《改正前を削る》	《改正前を削る》	政策監	<u>上司の命を受け、市行政における重要施策の形成および決定を補佐するとともに、市長が特に指定する事務を管理する。</u>
技監	《現行どおり》	技監	《省略》
特命監	<u>上司の命を受け、市長が指定する重要施策の形成および決定を補佐するとともに、事務を管理する。</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》

(草津市出納員規則の一部改正)

第 5 条 草津市出納員規則（平成 6 年草津市規則第 1 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》 別表第 1 （第 3 条第 1 項関係）		第 1 条～第 1 1 条 《省略》 別表第 1 （第 3 条第 1 項関係）	
設置箇所	出納員	設置箇所	出納員
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
環境経済部商工観光労政課	《現行どおり》	環境経済部商工観光労政課	《省略》
<u>環境経済部企業立地推進室</u>	<u>室長</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
<u>こども若者部こども若者政策課</u>	《現行どおり》	<u>子ども未来部子ども・若者政策課</u>	《省略》
<u>こども若者部こども家庭若者課</u>	《現行どおり》	<u>子ども未来部子ども家庭・若者課</u>	《省略》
<u>こども若者部家庭児童相談室</u>	《現行どおり》	<u>子ども未来部家庭児童相談室</u>	《省略》
<u>こども若者部子育て相談センター</u>	《現行どおり》	<u>子ども未来部子育て相談センター</u>	《省略》

改正後		改正前	
<u>こども若者部</u> 発達支援センター	《現行どおり》	<u>子ども未来部</u> 発達支援センター	《省略》
<u>こども若者部</u> 幼児課	《現行どおり》	<u>子ども未来部</u> 幼児課	《省略》
<u>こども若者部</u> 幼児施設課	《現行どおり》	<u>子ども未来部</u> 幼児施設課	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
《改正前を削る》	《改正前を削る》	<u>建設部プール整備事業推進室</u>	室長
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
出納員	委任する事務	出納員	委任する事務
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
<u>こども若者部こども若者政策課長</u>	《現行どおり》	<u>子ども未来部子ども・若者政策課長</u>	《省略》
<u>こども若者部こども家庭若者課長</u>	《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (3) 《現行どおり》	<u>子ども未来部子ども家庭・若者課長</u>	《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 子ども手当返還金 (4) 《省略》
<u>こども若者部</u> 幼児課長	《現行どおり》	<u>子ども未来部</u> 幼児課長	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
別表第3 《現行どおり》		別表第3 《省略》	

(草津市樋門操作規則の一部改正)

第6条 草津市樋門操作規則（令和5年草津市規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (警戒体制の実施)	第1条～第5条 《省略》 (警戒体制の実施)
第6条 <u>建設部専門理事（河川・公園緑地担当）</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。 (1)～(2) 《現行どおり》 (警戒体制における措置)	第6条 <u>建設部長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。 (1)～(2) 《省略》 (警戒体制における措置)
第7条 <u>建設部専門理事（河川・公園緑地担当）</u> は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。 (1)～(6) 《現行どおり》	第7条 <u>建設部長</u> は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。 (1)～(6) 《省略》
第8条 《現行どおり》 (平水時・洪水時の操作方法)	第8条 《省略》 (平水時・洪水時の操作方法)
第9条 <u>建設部専門理事（河川・公園緑地担当）</u> は、樋門の操作を次の各号に定めるところにより	第9条 <u>建設部長</u> は、樋門の操作を次の各号に定めるところにより行うものとする。